



今冬の除雪体制をお知らせします

除雪車は昨年同様、降雪が10cmに達し、なおも降り続くことが予想される場合に出動します。

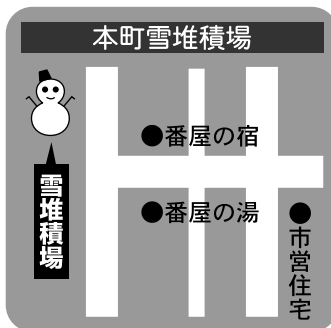
除雪作業は短時間で広範囲を処理しなければなりません。道路に積もった雪をかき分けることはできますが、取り除くことはできないため、各家庭の玄関先・車庫前にはかき分けられた置き雪が堆積します。これら間口の雪の処理については、地域全体の道路確保のため皆様のご協力をお願いします。

除雪センター

除排雪作業についてのご意見・お問い合わせは各地区の除雪センターまでお寄せください。

地区	担当業者	センター所在地・電話番号
花川・樽川・花畔・緑苑台	花川産業(株)・ヤハタ工業(株)・新札幌建設(株)・(株)花川重機建設・マルウロコ酒井建設工業(株)・(株)石建開発 特定共同企業体	新港中央1丁目390-1 ☎77-5151
新港西	丸忠日興建設(株)	新港南1丁目28-30 ☎64-2392
新港中央	機械開発北旺(株)	新港南1丁目28 ☎64-3683
本町	(株)酒井組	八幡2丁目132-5 ☎66-3103
八幡・トーマン団地ほか	朝日建設運輸(株)	八幡1丁目459-28 ☎66-3336
生振	北生産業(株)	生振2線北306-2 ☎64-7133
厚田区	(株)沢田建設工業・厚田産業(株) 特定共同企業体	厚田区小谷177-1 (沢田建設工業) ☎78-2024 厚田区厚田1-8 (厚田産業) ☎78-2268
浜益区	岸本産業(株)・ ^{せいだい} 聖太産業(株) 特定共同企業体	浜益区柏木87 (岸本産業) ☎79-3233 浜益区群別596-49 (聖太産業) ☎79-3201

雪堆積場



☆後から来る人のために、雪は奥の方から捨てるようにしましょう。

ごみの混じった雪は捨ててはいけません。



利用時間について 20:00～翌3:00は場内整備のため利用できません。

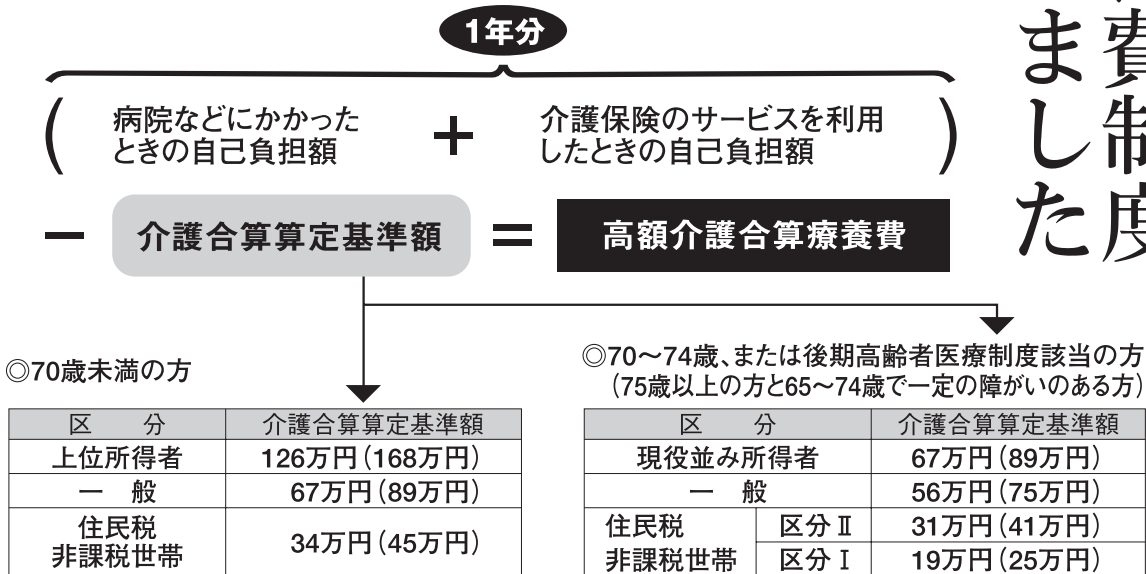
※気象状況や降雪量によっては利用時間中でも閉鎖することがあります
※搬入予定量に達した堆積場から閉鎖する場合があります

花川雪堆積場は、市道排雪のスピードアップと雪堆積場の管理費節減のため、市専用の雪堆積場となっています。民間事業者の方は、上記の雪堆積場をご利用ください。

国保・後期高齢者医療制度 NEWS

高額医療・高額介護 合算療養費制度 が始まりました

「高額医療・高額介護合算療養費制度」は、同じ世帯で医療と介護の両方を利用した場合に、年単位でさらに自己負担の軽減を図る制度です。世帯内の同一の医療保険※加入者ごとの1年分の「病院などにかかったときの自己負担額」と、「介護保険のサービスを利用したときの自己負担額」を合算した金額が「介護合算算定基準額」を超えると、超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されま
す。支給額は、医療保険各制度と介護保険で支払った自己負担額の割合に応じて、それぞれ支払われます。
※健康保険「被用者保険」、国民健康保険、後期高齢者医療制度のいずれか



- 毎年8月～翌年7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。
- 制度開始が平成20年4月のため、平成20年度に限り、平成20年4月～21年7月末の16カ月間の合計額で計算することができます。その場合の自己負担額の合計の基準額は()内の金額です。
- 同じ医療保険の世帯が対象です。同じ世帯でも、医療保険が異なる場合は別々の計算となります。
- 医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は支給対象となります。
- 支給額が500円未満の場合は支給されません。
- 食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、保険給付外のもの(差額ベッド代等)は対象になりません。70歳未満の方の医療分は1カ月(暦月)ごとに、入院・外来別で同一の医療機関、同一の診療科目(総合病院の場合)における自己負担額が

- 21,000円を超えた場合のみ合算の対象となります。
- 所得区分は、毎年7月31日現在の区分が適用されます。
- <上位所得者>
国民健康保険の場合:世帯主とすべての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える方
- <現役並み所得者>
住民税の課税所得が145万円以上ある加入者(被保険者)とその方と同じ世帯の加入者(被保険者)の方
- <住民税非課税世帯>
同じ世帯全員の方が住民税非課税の世帯
区分Ⅱ:世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。
区分Ⅰ:世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方に適用されます。
- ①世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
- ②老齢福祉年金を受給されている方

申請手続き

7月31日(基準日)に加入している医療保険によって手続き方法が異なります。国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方で支給対象の見込みとなる方へは、平成22年1月以降に申請手続きのご案内をします。ご案内の通知が届いたときには、市役所または各支所へ申請してください。ただし、平成20年4月から平成21年7月の間に市外から転入された方や、75歳に到達された方などの場合、以前の医療保険や介護保険での自己負担額証明書が必要です。

【申請先】

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方 国民健康保険課、または各支所市民生活課

右記以外の方 加入している医療保険(必要書類などは、事前にお問い合わせください)
【手続きに必要なもの】

健康保険被保険者証、振込先口座の分かるもの、認め印

【問合せ】

○国民健康保険 国民健康保険課
国民健康保険課 国民健康保険課
国民健康保険課 国民健康保険課

○後期高齢者医療制度 国民健康保険課
障がい者・高齢者医療担当

☎ 72・3125